

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（案）等の概要

令和元年5月
総務省自治行政局選挙部選挙課

1 趣旨

- 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、投票管理者の職務代理者の選任要件の緩和等の措置を講ずるとともに、選挙の期日前二日以後に市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて開票区を設けた場合における開票立会人の取扱いを定めるほか、市町村の区域が数開票区に分かれている場合における指定投票区制度の特例を設ける等の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（案）
 - ① 投票管理者の職務代理者の選任要件の緩和
 - 改正法による公職選挙法（昭和25年法律第100号）の改正により、投票管理者の選任要件が「選挙権を有する者」に緩和されることに伴い、投票管理者の職務代理者の選任要件についても「選挙権を有する者」に改める（期日前投票及び共通投票所の投票管理者の職務代理者も含む）。
 - ② 市町村の区域が数開票区に分かれている場合における指定投票区制度の特例
 - 市町村の区域が数開票区に分かれている場合において、天災その他避けることのできない事故により、一の開票区内のいずれかの投票区の投票管理者にも不在者投票を送致できないときは、市町村の選挙管理委員会が指定した当該開票区外の投票区の投票管理者へ送致することができることとする規定を設ける。
 - ③ 選挙の期日前二日以後に市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて開票区を設けた場合における開票立会人の取扱い
 - 選挙の期日前2日以後に分割開票区を設けた場合の開票立会人の選任に係る取扱いに関する規定の整備等を行う。
 - 選挙の期日前2日以後に数市町村合同開票区又は数区合同開票区を設けた場合の開票立会人の選任に係る取扱いに関する規定の整備等を行う。
 - 選挙の期日前2日又は選挙の期日の前日に数市町村合同開票区又は数区合同開票区を設けた場合において、開票立会人を選任すべき選挙管理委員会に関する規定等を設ける。
 - ④ 投票管理者の交替制に関する規定の整備
 - 投票管理者について交替制を可能とするための所要の規定の整備を行う。
 - ⑤ その他所要の規定の整備

- (2) 公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令（案）
- ① 投票管理者の交替制に関する規定の整備
 - (1)④の投票管理者について交替制を可能とするための公職選挙法施行令の改正に伴い、投票録の様式について所要の規定の整備を行う。
 - ② その他所要の規定の整備
- (3) 最高裁判所裁判官審査公報発行規程の一部を改正する告示（案）
参議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部を改正する告示（案）
衆議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部を改正する告示（案）
- ① 選挙公報等の掲載文の電磁的記録による提出が可能となることに伴う所要の改正
 - 改正法による公職選挙法の改正等により、選挙公報等の掲載文の電磁的記録による提出が可能となることに伴い、選挙公報等の印刷方法について、写真製版以外による印刷を可能とするほか、所要の規定の整備を行う。
 - ② その他所要の規定の整備

3 根拠規定

- 公職選挙法第37条第7項、第41条の2第8項、第48条の2第8項、第172条、第272条
- 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第145条
- 最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第30条 等

4 スケジュール

- 令和元年5月15日 パブリックコメント開始
令和元年5月17日 パブリックコメント終了
令和元年6月 1日 施行（改正法の施行と同日）

※ 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（案）等は、改正法の施行に伴う関係規定の整備等を行うものであり、改正法の施行日と同日に施行するため、緊急に制定する必要があることから、行政手続法（平成5年法律第88号）第40条第1項の規定に基づき、パブリックコメントの期間については、上記のとおり実施することとした。

【参考】行政手続法（平成5年法律第88号）

（意見公募手続の特例）

第四十条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、三十日以上
の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第
三項の規定にかかわらず、三十日を下回る意見提出期間を定めることができる。
この場合においては、当該命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければ
ならない。

2 （略）